

文
~~...~~
齊
...

情願書

明治三十三年中

江渡航作同啓

私儀 往來 零飲 浦潮 斯德 港セ之ノノカ街

に地所 家屋 買入 一等 高上 雜貨 販賣

銀行業、湯屋業 且ニ委託 販賣業 業ニ於テ 候處

逐年 業路 繁昌 來ニ 候折 振 則 次 三十二 年 清 國

吉林省 哈爾濱ニ 支店 設ケ 矣 張 難 償、 卸 小 賣

委託 販賣 及ニ 為替、 取組 シ 營業 ト 之 屢ニ 露

國政 府 之 進 宣、 進 宣、 進 宣、 忍 苦 勵 精、 銀 業 販 賣

仕中 漸ク 業務 七 其 緒ニ 就キ 前途 稍有 望 漸ク

ニ 相 立 遠 カ ラ ス ニ 丁 多 年、 預 失、 回 復

スルノ時ア ~~ルハキ~~ 期ニ尚ホ致セトシテ營業

ヲ勵之ハ 殆殆固ラズモ 昨年二月二日帝國貿易

事務官ヨリ 白露ノ關係切迫セルニ任揚ヲ希望

スル者ハ 此際至急引揚クヘキ旨内諭アリ當時

~~掛~~ 移俄浦港ニ於テハ 六百七十平方サ一ニシ

ノ地所ニ 住宅高初名庫製造用等凡テ八棟ノ建

物ト此外ニ 貸家五棟ヲ所有家在リ 新~~作~~ 又哈尔滨ノ

支店ニ充テタル 家屋モ二棟有之、木支店ニ於

テ新規定入^ル 高品^ニ 漸ク到着^シ 尙ホ税関

ノ倉庫内ニ在ルモノモ 甚カラス剩サヘ 哈爾濱

支那に於ては遼河子ノ山林ヲ清國人ヨリ買取

善也

リ多致ノ苦カリ使^後用シテ伐採シタル^推私

林附近に積置ケル材木無慮十一万二千本有之

此等ノ財產ヲ放棄シテ引揚クルコト非常ノ

苦痛ニハヒヒシモ而モ退テ考フレハ露國ハ平

和ノ日ニ在リテモ殆ト無警案モ固然ノ有様ナ

ルノミナラス帝國ノ臣民ニ對シテハ平生ヨリ一

種福猶ノ欲懐心ヲ挾シ^節何^節モスレハ^節迫^節究^節ヲ^節加

ヘントス^{ヘントス}口^{ヘントス}右^{ヘントス}極^{ヘントス}ニ^{ヘントス}若^{ヘントス}シ^{ヘントス}回^{ヘントス}立^{ヘントス}断^{ヘントス}絶^{ヘントス}ノ^{ヘントス}境^{ヘントス}ニ^{ヘントス}ハ^{ヘントス}如^{ヘントス}何^{ヘントス}ナル^{ヘントス}危

官ノ身ニ至ラシモ測ルベカラス到底留リテ財

平七ノ知見子信託セントスル也
 依れ、高々ル者大ク已山ヲ得入
 一
 二
 三

度ヲ保護スルニ由ナキモノト叙毎年ニ断然
 各使用人ニモ其方ヲ申海シ

引務下決心化リ御事纏カニ必要ノ書類ニ三
 外ニハ

點ノ~~概~~概服ト手廻品トヲ行李ニ收メ倉庫トシテ
 タルニニシテ

帝回所當事務官ノ一行ニ隨ヒ御用船
 八
 九

塔シ帝朝作~~也~~也ニ就キ
 シハ實ニ昨年二月十三日ノ事ニ

小ニキ其後滿洲斯徳ニハ戒嚴令ヲ布カレ任

民ハ一旦退去日ヲ命セラレタルヤニモ相聞ニ工

小ノミナラス
 我帝國船隊ノ砲撃ト有

之、平和ノ日スラ無難事同孫ノ同流ノ事ニハ

へハ必スヤ狼藉乱暴ヲ極メタルヘク
 假令へ

少ノ	貢	賦	ヲ	乃	シ	未	リ	シ	者	モ	一	朝	ニ	シ	テ	天	下	ノ		
迄	ハ	免	セ	テ	向	キ	モ	帝	國	ノ	高	格	ヲ	擔	當	ス	ル	ニ	多	
局	成	立	ス	ル	モ	皆	ル	ニ	家	十	ク	成	ル	ニ	食	十	ク	略	日	
財	產	ヲ	遺	留	シ	乘	リ	タ	ル	者	ハ	假	令	ヘ	幸	ニ	シ	テ	和	
不	動	產	ノ	家	産	ノ	如	キ	ハ	或	レ	取	押	シ	テ	燒	燬	セ	ラ	レ
必	要	ヲ	口	實	ト	シ	テ	無	主	ノ	財	產	ヲ	没	收	ス	ル	ニ	シ	テ
會	社	院	ノ	十	キ	實	國	官	吏	ノ	幸	ニ	以	テ	ハ	軍	事	上	ノ	必
苦	マ	テ	モ	採	略	シ	テ	云	ラ	レ	タ	ル	ハ	必	然	ニ	ハ	況	ヤ	實
セ	サ	ル	マ	テ	モ	必	不	中	無	積	ノ	後	ノ	為	ニ	床	下	ノ	塵	埃

不^ニ動^ノ產^ノノ家^ノ産^ノノ如^キハ或^レ取^リ押^シテ燒^キ燬^スセ^ラレ^タルヤモ知^ルル

必要^ニシテ口^ノ實^トシ^テ無^主ノ財^ノ產^ヲ没^收ス^ルニシ^テハ

不^ニ動^ノ產^ノハ勿^レ論^ニシ^テ

徴^カカ^サス

家臣ノ位ニ入ルヘキ窮境ニ陥ルヘク人生ノ不

幸之ニ過キタルハナシト奉存ル此ノ如キハ固

ヨリ私一人ノ幸ニアラス元居國民全体皆同孫ノ

窮境ニ在ルモノナレハ政者ニ於テモ風ニ救濟

ノ道ヲ講セラレタルヘクノ私共

分トシテハ唯指點ニテ其成ヲ仰ク外ナクルヘトモ而モ私共ノ身上ヨリ云ハ
ノ身事ヨリ去ヘル今日ハ正ニ是レ浮沈存亡ノ

決スル場合徑ラニ點シテ止ム↑ニ↑ス爰ニ

謹ク預言見積別紙書ヲ具シテ當局ノ明察ヲ仰キ

奉リル柳モ文明國ニハ自ラ文明國ノ通義アリ

役令交戦中ト雖モ其法用内ニ在リ先新國臣氏
皆蘇ルヲ我々ハ洵ニ全勝國ナリ今全勝ノ條威

、新有財產ハ相互主義ニ依リ
款項ノ振替ニ供

スル外ハ決シテ没取スヘキモノニアラサル

ハキモ露國世之來他ノ文明國ノ通義ヲ以テ律

スベキ國ニアラス若シ轉和成之ノ後新舊ノ款

回改國內ニ遺留シ來リシ財產混然トシテ其存

迹ヲモ留メサルヲ後見スルモ殆小之ヲ奈何ト

モスル能ハサルハ是レ私共ノ中津換算ノ

實況ヲ月報セリ
禰板ノ用種廿九ニ失千早クモ高品ノ全部ヲ七

失シ家屋等全麻ノ^{如キ}取押ヒ又ハ燒夷セラレサ

ル迄ニ必スヤ其全形ヲ存セスレテ^ト再ビ位

家具ハ器城等幼老

未夕